

令和7年12月吉日

お客様各位

ハナ信用組合

当座勘定規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、手形・小切手に関しては政府・産業界・金融界が一丸となり、2026年度末までに全面的な電子化に向けた取り組みを推し進めております。

これに伴い当組合では、2026年1月5日（月）より当座勘定規定を改定いたします。

改定内容は下記のとおりです。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

1. 改定日

2026年1月5日（月）

2. 改定となる対象規定

当座勘定規定（一般当座用）

3. 廃止となる対象規定

当座勘定規定（専用約束手形口用）

4. 改定内容及び新旧対照表

・当座勘定規定（一般当座用）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>①～②（現行通り）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>A 届出の印鑑により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>B 小切手を使用する方法。</u></p> <p>④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当組合所定の本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行わないことがあります。</u></p> | <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または</u> <u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (現行通り)</p> | <p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> |
| <p>第 13 条 (支払保証)</p> <p>小切手の支払保証はしません。 (削除)</p> | <p>第 13 条 (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> |
| <p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのため生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②～③ (現行通り)</p> | <p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②～③ (省略)</p> |

以 上